

27年度 保育所（園）の利用手続き

【利用手続き】 認定申請書と利用申込書に必要事項を記入し、12月1日（月）～19日（金）に子ども育成課か西支所保健福祉係へ。各保育所（園）でも下表の日時に受け付け。申請書・申込書・案内冊子は同課や同係、加佐分室、各保育所（園）、各公民館、各子育て支援センターなどで配布。市ホームページからダウンロード可。

【利用者負担額（保育料）】 各世帯の収入によって異なります。

【保育所（園）一覧表】

保育所（園）での受付日	保育所（園）名	所在地	対象児 (来年4月1日現在)	標準時間		短時間		電話
				通常保育	延長保育	通常保育	延長保育	
12月8日	平保育園	民間	中田 440-1	産休明け～就学前	7:00～18:00 19:00まで	8:00～16:00	7:00～8:00 16:00～19:00	68-0107
	相愛保育園	民間	魚屋 234-1	産休明け～就学前	7:00～18:00 19:00まで	8:30～16:30	7:00～8:30 16:30～19:00	75-1083
	東保育所	公立	南浜町 9-7	平成27年4月に「うみへのもり保育所（※）」に統合します				62-0464
12月9日	タンポポハウス	民間	泉源寺 223	産休明け～就学前	7:00～18:00 19:00まで	8:30～16:30	7:00～8:30 16:30～19:00	64-2762
	ルンビニ保育園	民間	寺内 90	産休明け～就学前	7:30～18:30 19:30まで	9:00～17:00	7:30～9:00 17:00～19:30	76-3703
	東山保育園	民間	倉谷 961-1	産休明け～就学前	7:15～18:15 19:15まで	9:00～17:00	7:15～9:00 17:00～19:15	76-7314
	東乳児保育所	公立	浜 1569-2	平成27年4月から「うみへのもり保育所（※）」に統合します				62-1862
12月10日	さくら保育園	民間	七条中町 8-20	産休明け～就学前	7:15～18:15 19:15まで	8:30～16:30	7:15～8:30 16:30～19:15	62-6987
	永福保育園 公文名園舎	民間	公文名 63	産休明け～就学前	7:15～18:15 19:15まで	9:00～17:00	7:15～9:00 17:00～19:15	75-4006
	西乳児保育所	公立	円満寺 100-3	6か月～3歳児	7:30～18:30	—	7:30～8:30 16:30～18:30	76-0573
12月11日	やまもも保育園	民間	溝尻 1106	産休明け～就学前	7:30～18:30 19:30まで	8:30～16:30	7:30～8:30 16:30～19:30	62-0524
	なかすじ保育園	民間	公文名 344	産休明け～就学前	7:30～18:30 19:30まで	9:00～17:00	7:30～9:00 17:00～19:30	76-7122
	八雲保育園	民間	丸田 27-1	産休明け～就学前	7:40～18:00	—	—	82-0278
	中保育所	公立	余部下 1063	6か月～就学前	7:15～18:15 19:15まで	8:30～16:30	7:15～8:30 16:30～19:15	62-0292
12月12日	昭光保育園	民間	浜 211	産休明け～就学前	7:00～18:00 19:00まで	8:30～16:30	7:00～8:30 16:30～19:00	63-4821
	岡田保育園	民間	志高 70	産休明け～就学前	7:00～18:00 19:00まで	8:30～16:30	7:00～8:30 16:30～19:00	60-2778
	南乳児保育所	公立	行永 762-1	平成27年4月から「うみへのもり保育所（※）」に統合します				63-7961
現地受付の実施なし	永福保育園 城屋園舎	民間	城屋 837	産休明け～就学前	7:15～18:15	—	9:00～17:00 7:15～9:00 17:00～18:15	75-4005
	※うみへのもり保育所	公立	浜 2022	6か月～就学前	7:15～18:15 19:15まで	8:30～16:30	7:15～8:30 16:30～19:15	—

▶詳しくは、子ども育成課（☎66・1009）か西支所保健福祉係（☎77・2253）へ。



新制度の詳しい内容は、「内閣府子ども・子育て支援新制度」のホームページにも掲載されています。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

内閣府 子ども・子育て支援新制度 検索

子ども・子育て支援新制度がスタート

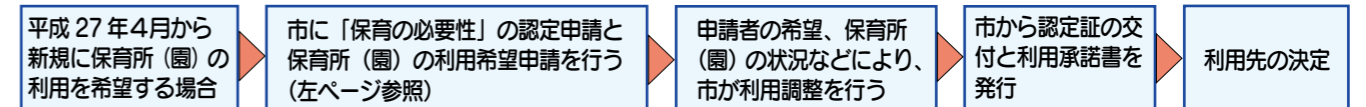
～ 保育所などの平成27年4月入所受け付け方法が変わります ～

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的に始まります。この新制度では、保育認定、教育標準時間認定などの「認定」を受け、認定に応じて保育所（園）・幼稚園など利用先を選択していく仕組みが導入されます。このため保育所（園）・公立幼稚園を利用する場合の手続きがこれまでと少し変わります。



◎保育所（園）を利用

「保育の必要な事由」に該当し、保育所（園）での保育を希望する場合（2号、3号認定分）



《保育の必要な事由》

- ◆就労（1か月64時間以上の就労）
- ◆妊娠・出産
- ◆保護者の疾病・障害
- ◆同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ◆災害復旧
- ◆求職活動（起業準備含む）
- ◆就学
- ◆虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）のおそれがあること
- ◆育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ◆その他、上記に類する状態として市が認める場合

◆保育の必要量…「保育の必要な事由」を「就労」等とする場合は、次のいずれかに区分され、保育を受ける時間が決まります。

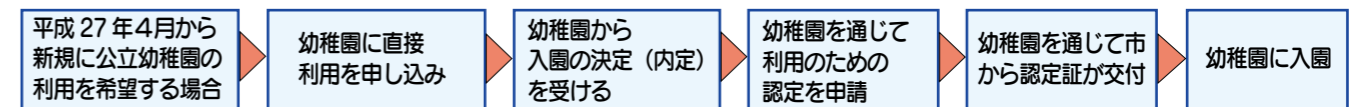
- ◆「保育標準時間」利用…フルタイム就労等（1か月120時間以上）を想定した利用時間（最長11時間）
- ◆「保育短時間」利用…パートタイム就労等（1か月64時間以上120時間未満）を想定した利用時間（最長8時間）

※現在、保育所（園）に入所しており、同保育所（園）を継続利用する児童は、保育短時間に該当する場合でも、保護者が希望しない限り保育標準時間となります。

◆優先利用への該当の有無…「保育を必要とする事由」に該当する人で、ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、子どもに障害がある場合などは、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

◎公立幼稚園を利用

子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合（1号認定分）



◎私立幼稚園を利用

子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合（認定不要）

舞鶴市の平成27年度の私立幼稚園の利用手続きは従来どおり（認定の必要はありません）

※現在、保育所（園）または公立幼稚園を利用している場合も、認定を受ける必要があります。保育所（園）、公立幼稚園を通して市から認定の申請手続きを案内します。

▶保育所（園）の利用についてのお問い合わせは、子ども育成課（☎66・1009）か西支所保健福祉係（☎77・2253）へ。
▶幼稚園の利用についてのお問い合わせは、教育総務課（☎66・1070）へ。